

養豚経営安定対策補完事業実施要綱

	平成26年 3月31日付け25農畜機第	5465号
一部改正	平成27年 4月 1日付け26農畜機第	5925号
一部改正	平成28年 3月29日付け27農畜機第	5514号
一部改正	平成28年 5月 9日付け28農畜機第	868号
一部改正	平成28年10月 7日付け28農畜機第	3471号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第	3690号
一部改正	平成29年 3月23日付け28農畜機第	6355号
一部改正	平成29年 8月 9日付け29農畜機第	2696号
一部改正	平成30年 3月16日付け29農畜機第	6655号
一部改正	平成30年 3月26日付け29農畜機第	6812号
一部改正	平成30年 5月25日付け30農畜機第	1307号
一部改正	平成30年 7月16日付け30農畜機第	2374号
一部改正	平成30年 8月 3日付け30農畜機第	2736号
一部改正	平成30年 9月28日付け30農畜機第	3678号
一部改正	平成30年10月 9日付け30農畜機第	3823号
一部改正	平成30年10月31日付け30農畜機第	4302号
一部改正	平成30年11月 9日付け30農畜機第	4450号
一部改正	平成31年 3月29日付け30農畜機第	7755号
一部改正	令和 2年 3月30日付け元農畜機第	8016号
一部改正	令和 3年 3月22日付け 2農畜機第	6933号
一部改正	令和 4年 3月22日付け 3農畜機第	6592号
一部改正	令和 4年 6月22日付け 4農畜機第	1818号
一部改正	令和 5年 3月30日付け 4農畜機第	7192号
一部改正	令和 6年 3月29日付け 5農畜機第	8589号

我が国の養豚経営では、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の三元交雑により生産された肉豚が多く用いられている。

我が国の養豚を発展させていくためには、官民一体となって全国的に改良が進められているこれら3品種の純粋種豚における繁殖性や産肉性等の更なる能力向上とその効率的な利用が重要である。また、インバウンド消費や輸出拡大の軸にもなりえるパークシャー種やアグー等を用いて生産される特色ある肉豚は、国内の種豚の飼養頭数が少なく効率的に改良を進めることが難しいことから、産子数等のデータに基づく改良体制の強化を図ることが求められる。このため、これらの取組とともに家畜人工授精の普及や飼養管理技術の向上等を図る取組を支援

することにより、種豚の能力向上並びに生産性の向上及び生産コスト削減を実現し養豚経営の安定化を図る必要がある。

また、仮にアフリカ豚熱等が侵入した場合には、移動制限によって肥育素豚等の出荷が困難になるとともに、アグーなど地域で生産に取り組む特色ある品種等の遺伝資源が失われるおそれがある。さらに、豚熱のワクチン接種区域から非接種区域へは種豚等を移動することができないことから、今後、非接種区域である北海道において、種豚等の入手が困難になるおそれがある。こうした影響を低減し、肉豚生産や種豚改良が円滑に行われるよう、種豚等の供給拠点の整備等を実施する必要がある。

加えて、国産豚肉の生産量の減少をもたらすリスクとなる野生イノシシでの豚熱まん延に対し、野外環境におけるリスク要因の低減に必要な経口ワクチンの安定的な調達と適正な使用を図るとともに、効率的かつ効果的な散布の実証やこれら作業の省力化を推進する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、種豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精や飼養管理技術の向上・習得のための研修会、アフリカ豚熱等のリスク低減、経口ワクチンの導入・保管や効率的かつ効果的な散布の実証等の養豚に係る経営安定対策を補完する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の体質強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、以下のとおりとする。

1 集団的肉豚能力向上支援事業

公募団体が実施する事業とし、生産者集団等における豚能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入及び特色ある肉豚の生産性向上に資する種豚（ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種を除く）の導入に要する経費の一部について補助する事業であり、別添1のとおりとする。

2 生産性向上支援事業

公募団体が実施する事業とし、肉豚等の生産性向上や生産コスト削減を図るため、豚の家畜人工授精に必要な知識の取得、飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、研修会修了者の現地指導及び先進的な経営改善の取組の普及を図る活動に要する経費の一部について補助する事業であり、別添2のとおりとする。

3 アフリカ豚熱等リスク低減対策事業

(1) 凍結精液等の新たな供給機能の付加

一般社団法人日本養豚協会が実施する事業とし、貴重な遺伝資源を保存・供給するため、新たに凍結精液等の保存や供給を行うための機器の導入等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添3の1のとおりとする。

(2) 種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合等が実施する事業とし、豚熱ワクチン接種に伴い生じる接種区域外における種豚や精液等の不足を低減し肉豚生産が円滑に行われるよう、種豚や精液等の出荷が危ぶまれる種豚業者等のため、新たな種豚・精液等の供給拠点の整備等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添3の2のとおりとする。

(3) 接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合等が実施する事業とし、接種区域外へ肥育素豚を移動させることが出来なくなった接種区域内の肥育素豚の生産農場において、滞留した肥育素豚を一時的に飼養するために必要となる簡易豚舎の設置等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添3の3のとおりとする。

(4) 日本固有品種等の避難

公益社団法人沖縄県畜産振興公社が実施する事業とし、日本固有品種等の銘柄豚肉生産に用いられる種豚群について、豚群の維持のため、豚熱感染リスクの低い農場等へ種豚を避難させる等の取組に要する経費の一部について補助する事業であり、別添3の4のとおりとする。

(5) アグーの避難に必要な避難用豚舎の新設等

公益社団法人沖縄県畜産振興公社が実施する事業とし、豚熱やアフリカ豚熱の感染から貴重なアグーの種豚を守るため、沖縄県に限り、県内の離島へ種豚を緊急的に避難させるために必要となる場所を確保するための施設の新設や増改築、飼養管理機材の整備に要する経費の一部について補助する事業であり、別添3の5のとおりとする。

4 野外環境リスク低減対策事業

公益社団法人中央畜産会が実施する事業とし、全国協議会が行う経口ワクチンの導入・保管並びに都府県協議会が行う効率的かつ効果的な散布の実証及び省力化を図るための取組に要する経費の一部について補助する事業であり、別添4のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5465号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5925号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27農畜機第5514号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度及び平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。ただし、平成26年度及び平成27年度に終了した事業に係る補助対象の純粋種豚の導入後の取扱い及び導入種豚の管理状況等の報告については、この要綱第3の3の（7）及び第7の1の規定を適用するものとする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第868号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3について、平成28年4月14日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行

うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3471号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成28年台風第7号等に係る事業について、平成28年8月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3690号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成28年台風第16号による被災に係る事業について、平成28年9月17日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成29年3月23日付け 28農畜機第6355号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成28年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2696号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成29年梅雨期豪雨による被害に係る事業について、平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月16日付け29農畜機第6655号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した第2の3の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成29年度大雪による被害に係る事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6812号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定

は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年5月25日付け30農畜機第1307号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年5月25日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3の事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年7月16日付け30農畜機第2374号）

この要綱の改正は、平成30年7月16日から施行し、平成30年梅雨期豪雨による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年8月3日付け30農畜機第2736号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年8月3日から施行し、平成30年5月20日から適用するものとする。
- 2 平成30年7月16日付け30農畜機第2374号によるこの要綱の改正の附則の「平成30年梅雨期豪雨」は、「平成30年梅雨前線豪雨等」と読み替えるものとする。
- 3 平成30年7月16日付け30農畜機第2374号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 4 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年梅雨前線豪雨等による被害に係る事業について、平成30年5月20日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年 9 月28日付け30農畜機第3678号）

この要綱の改正は、平成30年 9 月28日から施行し、平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風第21号による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年10月 9 日付け30農畜機第3823号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月 9 日から施行し、平成30年 9 月 3 日から適用するものとする。
- 2 平成30年 9 月28日付け30農畜機第3678号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 3 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号による被害に係る事業について、平成30年 9 月 3 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月 1 日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年10月31日付け30農畜機第4302号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行し、平成30年 9 月28日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の第2の3の事業のうち平成30年台風第24号による被害に係る事業について、平成30年 9 月28日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月 1 日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年11月 9 日付け30農畜機第4450号）

この要綱の改正は、平成30年11月 9 日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7755号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。
- 2 平成30年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月30日付け元農畜機第8016号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行するものとする。
- 2 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年3月22日付け2農畜機第6933号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月22日付け3農畜機第6592号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年6月22日付け4農畜機第1818号）

この要綱の改正は、令和4年6月22日から施行し、令和4年6月1日から適用するものとする。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7192号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 養豚経営安定対策補完事業（平成26年3月31日付け25農畜機第5465号）
 - (2) 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業（令和2年1月14日付け元農畜機第5962号）
 - (3) 野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業（令和3年3月29日付け2農畜機第6940号）
- 3 野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業の規定に基づき交付決定を受け導入した経口ワクチンのうち、令和4年度末に残存する経口ワクチンについては、実施要綱別添4の第2の1により導入した経口ワクチンとみなすものとする。

附 則（令和6年3月29日付け5農畜機第8589号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。